

足利義材の笙始儀と豊原統秋

石原比伊呂

Ashikaga Yoshiki's Debut Performance of Shō and Toyohara Muneaki —————

The purpose of this paper is to identify the key figure (Shō-shihan) among those who hosted the ceremony of Shō-Hajimegi (debut performance of Shō, a Japanese free reed musical instrument) for Ashikaga Yoshiki, the eleventh Shogun of the Muromachi bakufu. Some previous studies have mentioned Toyohara Muneaki as the master of the ceremony, others Matsuki Munetsuna. This paper confirms that it is the former who served as the Shō-shihan.

はじめに

近年、戦国期の室町幕府に対する注目が高まっている。¹ 応仁の乱後、急速にそのあり方を変えていった室町幕府や足利將軍家については、長く、歴史的役割を終えた存在として研究の埒外に置かれてきた。しかし、あり方を変えたといえども、戦国期には戦国期なりの歴史的役割が室町幕府や將軍には備わっていたことが主張されるようになり、本稿で取り扱う足利義材（義植）についても、改めて研究の俎上に置かれるようになっていく。²

足利義材（義植）について特徴的なのは、雅楽史の観点からの言及が目立つ点である。

例えば、三島暁子氏は「義材（義植）は、「笙始」に武家棟梁としての拠り所を求めると同時に、天皇家と同じ笙を奏することで、公家社会の一員としての文化的な居場所も確保しようとしたのである」と述べ、義材（義植）にとつての笙が「武家棟梁としての拠り所」であり、同時に「公家社会の一員としての文化的な居場所」であったとする。³

一方で中原香苗氏は「義尹が、禁裏に近づく手段の一つとして音楽を積極的に利用していたことが推察される。彼の祖先である三代將軍義満は、音楽によって皇室に自らの権力を示そうとし、中でも笙を自らの「政治権力の強化のため」に用いた。義尹は、政治的意図をもって音楽に接するという意味では義満にならったといえるが、それは、皇室の権威による自らの権威化という、義満とは逆の志向によるものであった」と述べ、義材（義植）にとつての笙が、「禁裏に近づく手段」であり、「皇室の権威による自らの権威化」する手段であったとする。⁴

三島氏と中原氏による指摘については首肯する部分が多いものの、いま見たように、義材にとつて笙がいかなる

ものであったかという意味づけに、少し齟齬がある。何よりも、本論で述べるように、所役人の比定に混乱が見られるので、改めて検討し直す必要がある。本稿の直接的な主眼は、將軍初任時の義材期に挙行された笙始儀について、登場人物の錯綜を整理することにある。

そのための作業を進めるにあたって特に意識したのは、義材笙始儀が、どこまで先例に忠実であったかという点である。義材は近江出陣の直前に笙始儀を挙行した。そういう意味で義材笙始儀が歴代足利將軍の笙始儀のなかでも特異であることは、三島氏によって強調されているところである。しかし、だからといって、義材笙始儀が足利家先例から全く自由なフリーハンドで計画実行されたとは考え難い。義材笙始儀と足利將軍家先例との関係性についても十分に意識しながら考察していこうと思う。

なお、本稿では、便宜的に將軍初任時は「義材」、再任時は「義植」の名を用いる。また史料引用においては、差し支えない範囲で割注などを省略したものもある。

一、足利義材の笙始儀

本章では、將軍初任時の延徳三年（一四九二）七月に挙行された義材笙始儀について、基礎的な内容を確認する。まず、義材笙始儀に関する同時代史料で、比較的详细な内容を書き記してくれている『山科家礼記』をもとに、儀礼内容を実態的に復元しよう。

まずは、六月一七日条。

史料 A

飯尾筑前守、豊筑州申候之由申、公方御笙始事被申候、来七月二如先規申沙汰之由候也、着座之事、本所御參之由候、被申候由候也、

義材近臣の飯尾貞連は豊原統秋から聞かされた伝言を山科家に届けた。その内容とは「義材様の笙始儀は七月中の挙行と決まった。着座公卿については山科教言（「本所」）がつとめるように」というもの。義材の笙始儀が現実味を帯びつつあったとわかる。伝達系統からして義材の笙始儀では、豊原統秋が実務における実質的な役割を担っていたようだ。身分上、地下の豊原統秋から堂上の山科家に直に指示を出すわけにはいかず、飯尾貞連が間に入ったのである。

ところが翌一八日には、少し不自然な動向が確認される。

史料 B

豊筑後守記云、等持院殿御時着座無之、御笙始事、就御申沙汰也、御下目、御調、鹿苑院御時教言卿、祥雲院御事也、康暦元年二月廿二日師範信秋、普広院殿、松木殿着座、東山殿御時日野殿御着座、

どういうわけか、豊原家に伝わる記録（『體源鈔』、あるいはその元となる記録類であろうか）をもとに「着座」に関する先例が調査されることとなったのである（この点については後述）。

さて、開催月の七月も月末に近い二四日条には次のような記述がある。

公方様御調ニ豊筑後守被參候、狩衣シロキ文シヤツルヒシ・立烏帽子・絵カキヒタタレ、一人供、予装束キせ候、豊原統秋が「公方様御調」に參候している。「調」には「したため」と振られているので、意味としては「準備」であるとか「支度」といった感じであろう。笙始儀の予行演習を行ったと理解される。

そして七月の二八日が笙始儀当日である。

史料C

公方様今夕御笙始於櫛州殿、御師範豊筑後守統秋、葉室殿申沙汰、着座ナシ、武家奉行飯尾筑前守、伝奏勸修寺大納言直垂ニテ被參候也、アサヒ參候也、筑後守衣冠、雑色二人、笠持一人、コシウ将監 志 山井安芸子狩衣、公方御器 禁裏ホウライニテ被遊候也、

二八日条からわかる情報を整理すると、まず「御師範」は「豊筑後守統秋」であった。そして、六月一七日条(史料A)ではいったん山科言国に決まっていたはずの着座公卿について、「着座ナシ」と記されている点にも注目したい。「着座」に関する何らかのトラブルの存在が見え隠れする。

翌二九日は笙始儀參賀があつた。

史料D

一、今朝公方様御笙始御礼ニ御太刀^金參、公家方ハツイタチノ御人数、葉室一品・松木殿・中山々・本所・三条々
・飛鳥井々・アノ々・伯殿、

一、豊筑後守今日衣冠ニテ被參候、御馬・御太刀被下御礼候也、

山井因幡守景康朝臣、豊近江守繁秋朝臣・山井安芸守景益・山井筑前守景兼・今橋大夫将監・嶋田彈正景音、

ここでは、豊原統秋が笙始儀参賀の当日に盛装にて室町殿を訪ね、褒美を下賜されている点を確認しておきたい。統秋が義材笙始儀において、そのような立場にあったということである。また、松木宗綱が「ツイタチノ御人数」として参賀していることについては、後の考察でも触れる。

『山科家礼記』において義材笙始儀に直接的に言及する最後の史料は八月九日条である。

豊筑州へ今日予太刀^金ハ公方御樂始礼、百疋ハ預候、色々事持行候、夕飯候也、

記主の大沢久守が「公方御樂始礼」について統秋に対して太刀を進上している。義材笙始儀は豊原統秋にとっての祝事でもあったと認識されていたのである。

ここまで、『山科家礼記』をもとに足利義材の笙始儀について見てきた。本稿の趣旨において重要なのは、延徳三年七月二八日に举行された義材笙始儀において豊原統秋が特別な立場にあったこと、そして、「着座公卿」についてなんらかのトラブルが発生した可能性のあることである。

では、次に、そもそも笙始儀は、どのようなタイミングで行われ、そこにはいかなる政治的意味があったのかに

ついで考えたい。

笙始儀を遂げた延徳三年七月とは、義材にとってどのような時期であったのか。それは三島氏が注目したように近江出陣の直前の時期に相当するのであるが、ならば、近江出陣が挙行されたのは義材にとってどのような時期であったのかを問わねばならない。それを考えるにあたってまず確認しておかなければならないのは、義材の將軍位は推薦者である日野富子、足利將軍家家長の足利義政、実父足利義視の支持・後見により実現したということである。⁵⁾ もちろん、建前上、最も大きな影響力を持ったのは義政であったろうが、その義政は延徳二年に死去し、足利將軍家家長の座は義材の実父である義視に移る。⁶⁾ しかし、その義視も翌年正月、つまり義材笙始儀が挙行される六ヶ月前に兄を追うように世を去った。⁷⁾

義材の笙始儀は、後見人たる義政と義視とが揃って死去して間もなく催されたのであり、笙始儀とは、將軍としての存在感を世に示さなければならぬタイミングで行われるものだと理解されよう。この点について前將軍の義尚の例と比較してみたい。

義尚の笙始儀について、三島暁子氏は次のように述べる。

義尚の「笙始」については、その儀式で用いる笙を天皇家から借りるなどしており、戦と関わる「笙始」と認識される義材の時とは趣を異にするのである。⁸⁾

何度か触れてきたところであるが、三島氏は『北野社家日記』延徳三年七月二十八日条に「公方様御笙初御座云々、就御動座之儀也、御代々如此」とあることを重視し、義材の笙始儀を近江出陣との関連において位置づけている。

それゆえ、平時に行われた義尚の笙始儀とは異質なものと評価しているのであるが、私見では、相応の共通性もあったように思われる。

今朝豊筑後守使二山崎申内者長門守方へ下也、予方へも状在之、御方御所御師匠事治定スル間、祝着由申入下了、⁹⁾

義尚の笙始儀については式当日の史料が残っておらず、実際に挙行されたかどうかは不明なのだが、御方御所（義尚）の「御師匠」が「豊筑後守」に決定したのが文明一三年（一四八一）七月一二日であるので、少なくとも義尚の笙始儀は文明一三年に行うべく計画されたと判断される。

義尚の場合、父親である義政の庇護下で長期的な展望のもと將軍化の道を歩んだので、やや長めのスパンで考える必要があるだろう。義尚は一〇歳にも満たない年齢で將軍に就任しており、当然ながら、しばらくは実権を有さなかった。その義尚が義政の庇護下から自立しはじめる時期は、概ね文明八年頃らしい。満年齢だと二一歳なので、早熟といえば早熟なのだが、きっかけは、内裏（後土御門天皇は応仁の乱に伴い室町殿に居住していた）の焼亡である。このとき、後土御門天皇、義尚、富子以下は義政の別邸に避難したのであるが、義尚は更に伊勢貞宗邸に移り、これを機会に（居住地の上で）義政から独立した。¹⁰⁾

この別居以前と以後で、義政と義尚の関係性に变化が訪れる。

今日武家参賀也、早朝参室町殿、巳下刻大樹羽林御対面、¹¹⁾

内裏焼亡以前において義尚（大樹）は、義政とともに同じ場所（室町殿）で同時に参賀を受ける存在であった。それが焼亡以後の文明一〇年には、次のように変化している。

早且先参賀小河殿、准后則御出座（略）先之宰相中将殿還御、自去月廿八日御逗留小河御亭故也、仍公武各参賀宰相中将殿、¹²⁾

義政邸にいた義尚は月初御祝の参賀を受けるため、急いで自邸に帰宅したのである。この時点で義尚は、義政邸で義政と同時に参賀を受けるわけにはいかない立場になっていたといえるだろう。別居後、義尚は義政から独立した別個の存在として社会的に定置されるようになっていったのである。義政との別居が始まった文明八年こそが義尚にとって自立への第一歩であり、それ以降、少しずつ將軍として義政から独立した存在へとなる途にいったといえる。筥始儀が行われた文明一三年は、文明八年から五年後、満年齢で一六歳になる年であり、義尚が將軍として自立する過程に位置づけられる行事として評価できようかと思われる。

義尚と義材を比較してみると、筥始儀は將軍が自立した武家首長たることを社会に対して表現しなければならぬ時期に挙行されたという共通性を見出せるであろう。

足利義材は延徳三年七月に筥始儀を遂げたが、それは將軍としての存在感（正当性）を装飾するという意義を持つたと考えられることから、義尚の筥始儀との共通性が見出され、したがって、ひいては足利將軍家の伝統的な武家故実の枠組に収まる儀礼実態にあつた可能性が示唆されるのである。¹³⁾

二、足利義材と豊原統秋

前章で取り上げた足利義材笙始儀については、一つ、大きな不審点がある。それは、史料によって笙師範の記載に異同が存在する点である。

先に掲げた『山科家礼記』延徳三年七月二八日条（史料C）には、「横州殿」（細川義春邸）において、「豊筑後守統秋」（豊原統秋）を「師範」として義材笙始儀が行われた、とあった。しかし、『蔭涼軒日録』の延徳三年七月二八日条によると、「相公始被遊笙、松木殿被參師範云々」とあり、「松木殿」（＝松木宗綱）を「師範」として笙を「遊」んだとされるのである。さらに、『拾芥記』同日条には「武家御笙始、御師範峰秋也」とあって、「秋」の通字からして「御師範」は豊原「峰秋」なる人物であるとされている。このように、義材笙始儀の笙師範については、史料によって「松木宗綱」「豊原峰秋」「豊原統秋」の三通りの異同が認められる。ただし、このうち松木宗綱が笙師範であった可能性は極めて低い。というのも、足利將軍家笙始儀の先例を確認すると、義満の笙師範は豊原信秋であり、先代義尚の笙師範は豊原統秋であった。¹⁴このような足利將軍家の先例と照らし合わせた場合、笙師範は豊原氏でなければならぬ。¹⁵ゆえに松木宗綱が出てくるのは不自然といわざるをえない。選択肢から除外して問題ないだろう（この点は次章で再述する）。

となると、次に解決すべきは義材の笙師範を務めたのが、豊原氏の中でも統秋であったのか、峰秋であったのかという点である。

そこで、両者について系図史料を確認してみる。『體源鈔』所収の二つの系図によると、「豊原鳳笙相伝朝臣」¹⁷には

遠秋の子、朝秋の父として「峯秋」の名前があるのに対し、「統秋」の名前はない。もう一つの「相承次第」¹⁸⁾には、「峰秋」の名前は確認できず、他方、「統秋」は、茂秋の弟子、俊秋などの師として登場している。さらに三島暁子氏により紹介された東山御文庫所蔵「楽師豊原氏系図抄」¹⁹⁾にも、「峯秋」がなく、重秋の子として「統秋」の名前が確認される。要するに、同一系図において「峯秋」と「統秋」が同時に登場することがないのである。そのことを踏まえて『日本国語大辞典』（第二版）の「みね【峰・峯・嶺】」を調べてみると、「片刃の刃物の刃の反対側の厚い部分。刀剣・刃物などの背。刀背。むね。」とある。「みね」は「むね」の意を持ち、音も通用するのである。これらの情報を総合すると、豊原峯秋と豊原統秋は同一人物だったのではないかと推測が成り立つ。右記の諸史料には統秋の父を「茂秋」と書くものと「重秋」と書くものがあることも、この推測を裏付ける。

となると、延徳三年の義材笙始儀の笙師範は、豊原統秋に確定して良いのではなからうか。統秋が義材笙始儀において実務の中心的立場を与えられており、褒美の下賜に預かっていることは前章で復元したとおりである。義材笙始儀の笙師範について直接の考察対象となりうる素材は以上に尽きるが、状況証拠によって、笙師範が豊原統秋であったという推定を、さらに確実なものにできると思われる。というのも、統秋と義材の関係は、単に笙始儀において一回きり発生しただけの儀礼的なものではなかったからである。

前章で、『山科家礼記』延徳三年六月一日条（史料B）を掲げて、義材笙始儀における着座公卿の先例調査にあたって豊原家の知識が活用されていたことに触れた。ここから、義材政権と豊原統秋の（主に雅楽説話上の）知識に深い関わりがあったことが想定される。

例えば、義材笙始儀直後の時期、笙始儀と同じく近江出陣に向けての一連の政治的作業の一環であろうかと思われるが、豊原統秋が「御器小笙」を調音した上で「葉室殿」へ「進上」するという出来事があった。²⁰⁾「葉室殿」は

義材の近臣中の近臣ともいえる葉室光忠のことを指すので、統秋が笙を進上した相手は義材であったと判断される。²¹⁾

また、義材と笙の関係について先駆的に取り上げた中原香苗氏が考察の主対象とした『舞曲之口伝』の奥書は、次のような内容である。

右、舞曲説々、依為上意、擇之所進上也

永正第六曆閏八月 日 従四位下行前筑後守豊原朝臣統秋²²⁾

豊原統秋は「上意」によって永正六年に『舞曲之口伝』を撰進したのであるが、「上意」とは中原氏が指摘するように義材の意向を指す。永正六年というのは、明応の政変で政権を追われた義材が再上洛を果たし將軍に再任されて以降の時期である。義材と豊原統秋には、初任時の義材政権時代においても、再任時の義植政権時代においても、笙を介した関係が維持されていたようだ。

特に、再任時義植政権期における統秋の位置づけについては、中原氏が『舞曲之口伝』の進上に関して、次のように結論づける。

灌頂の師となることは、楽人自身にとっても、家にとっても非常に名誉なことであった。統秋もそうした楽人の一人として、將軍の師としての地位を確立しながらも、灌頂の師という榮譽に浴し、さらにその地位をゆるぎないものにするべく、『舞曲之口伝』において自らの存在を強く主張しているといえる。²³⁾

『舞曲之口伝』は再任時義種と統秋の関係を象徴しているというのだ。²⁴⁾ 実際に、これも中原によって触れられたものであるが、次のような史料もある。

永正十三年

一、御太刀 一腰(金、年始御礼)

豊筑後守

同

一、御太刀 一腰(同儀二付、而被下之)

同

同

一、御太刀 一腰(於御新造御、年始被下之)

同

同

一、御太刀 一腰(谷息、持、之被下)

御隨身(調子、武恒)

永正一三年、「於新造」て催された、「年始御笙始之御礼」として「豊筑後守」に対し、「御太刀」が下賜されていることがわかる。「豊筑後守」とは豊原統秋を指す。将軍再任後も笙に関して義材は統秋を重用していた。

豊原統秋は笙に関する知識を義材に勘進することで、明応の政変以前も再任後も一貫して義材(義種)政権と深い関わりを持っていた。そのような両者の関係性を鑑みたとき、義材笙始儀の笙師範が統秋であったと考えることに疑問の余地はないだろう。

豊原統秋は足利義材と親密な関係を形成しており、笙始儀でも笙師範の役割を与えられた。それは豊原氏が笙始儀で笙師範をつとめてきたという足利家歴代の先例に則った人選でもあった。

三、足利義材と松木宗綱

前章、前々章で見てきたように、義材笙始儀で豊原統秋が笙師範の役割をつとめるというのは、ごく自然なことであった。では、そうであるにもかかわらず、義材笙始儀において、なぜ松木宗綱の名前が挙がったのだろうか。この点を考えるにあたって、まず、宗綱と義材の関係について押さえておきたい。

前掲した『山科家礼記』の延徳三年七月二九日条（史料D）には宗綱の名前が「ツイタチノ御人数」として記されていた。「ツイタチノ御人数」とは、「節朔衆」のことで、武家昵近衆の別称だと判断して大過ない。²⁶したがって、松木宗綱は武家昵近衆であり、足利義材の側近の一人であったと考えられそうである。

尤も、宗綱の動向を実態的に眺めてみると、葉室光忠を代表とする公家社会における義材近臣集団ほど熱烈な与党ではなかったようである。

是日、武家出陣、相伴実門并右府密々見物、大概記之、

先奉行衆

（略）

公家衆、打出次第二注之、各袖ホソ、コハカマ、

葉室中納言後騎忠頭、俊通、妙法院後騎若狹法橋、雅俊朝臣、

高倉黃門入道、
伯卿、
守光、

藤兵衛督高倉息、
若王子、
日野中納言、後騎十六人

吉田神主兼致、

次近習衆山徒等、27

右には義材の近江出陣に従軍した公家衆の面々が列挙されているが、そこに宗綱の名前は確認されない。義材と一蓮托生といえるほどの関係にあつたわけではなさそうだ。とはいえ、洛中における政治的場面においては、一貫して義材派であつたように思われる。義材が明応の政変で追われて以降の京都政局の一齣を見てみよう。

一、武家御参内始之間、(略)

一、八時分宰相二御昇進御一級四品、位記大内記・大外記持参云々、申次雅綱飛鳥井宰相、其後即御参 内、御勅ロマテ

御下姿御コシ、御直垂、香御大口披重之、御小者六人、御太刀ハキ六人、御キ馬十キト云々細川阿波守父子・河馬頭・太夕子伊勢守コマコ三人、今兩人不存知可尋之、参会衆、

正親町門西方直右ヨリ一間マナカ計アワイヲ置也、西上北面、侍従大納言・前権中納言・左衛門督・中山中納言・

勸修寺中納言・予言・甘露寺中納言・三条中納言・藤宰相・飛鳥井宰相・菅宰相・頭弁守光朝臣・賢房朝臣・

伯二位・尚頭・高光日野・雅益・雅綱、御勅廬ニテ御装束メサル、也、内々下姿ニテ、藤中納言入道御装束参、

冠下ク、リ、御打衣カサナル也、八過ニ御前御参、常御所御ヒサシヨリ也、御供雅綱御親、三コソメノ召出、

先規衆ニ伝奏 三条中納言・飛鳥井宰相・守光朝臣・高光、参会衆外内々祇候、近臣右衛門督・按察・為学朝

臣・永宣朝臣等也²⁸

義材に代わって將軍となっていた義澄の参内始に関する史料であるが、ここに宗綱は扈従していない。それに対し、義材が復権してからの参内について確認してみよう。

今日室町殿御参内、今度初度也、自御直盧^{長橋}、御参云々、一献五献、於御直盧又有五献、此時参会人々被召出之云々、如年始御参内、御平鞘御進上計也、勾当局又有折紙云々、御共雅業朝臣^{特御}、藤中納言入道候御装束云々、
参会人数

公卿

中御門新大納言^{宗綱}

甘露寺中納言^{元長}

飛鳥井中納言^{雅俊}

新中納言^{相長}

伯二位^{忠富}

左大弁宰相^{守光}

三条宰相中將^{公條}

尚頭朝臣<sup>左大弁宰相
依奏</sup>

季綱朝臣<sup>新宰相中將
阿野</sup>

冬光朝臣<sup>新宰相²⁹
賜丸</sup>

將軍に再就任した義材の参内に宗綱は扈従した。宗綱の立場は明確である。そして、そのような宗綱に対する義材の姿勢も、また、明確である。

宗綱卿也

准大臣事、依武家之御執奏、雖無御庶幾勅許云々、武家儀無殊由緒、只以縁強申入云々、數年在伊勢國、近日為此望上洛歟、無忠、無勞、無宿所、不可説之、借屋之小家也、為朝為官尤聊爾也、父宗繼卿重相興八代中絶、丞相十余代中絶歟、可謂無益者乎、非一品者不可然之由有沙汰、先敍一位云々、二位三位其例勿論也、永享二資國卿准大臣宣下時、被經御沙汰、宣下ハ存日分、応永十二年也、正三位也、准大臣、無程又下伊勢云々、³⁰⁾

宗綱は松木家として十代ぶりに准大臣を与えられた人物としても知られるが、宗綱の准大臣勅許とは、ただでさえ先例上のさざ波が起きうるものであるのに、加えて、宗綱が伊勢に下国していたことから、「無忠、無勞、無宿所」として非難の対象となるようなものであった（破線部）。にもかかわらず、それが実現した背景には義材の強引な推挙があつた（傍線部）。松木宗綱は義材親派の公卿であつた。

さて、宗綱が義材の近臣的存在であつたとしても、笙と縁もゆかりもなければ、笙始儀に関する記載に名前が出てくることはありえない。そこで、次に、宗綱と笙との関係について、松木宗綱の出自について概観しておこう。かつて拙稿で指摘したところであるが、³¹⁾松木家というのは、古くは「中御門」と称されることも多く、院政期から雅楽にゆかりの深い家柄であつた。そんな松木家の運命が変わつたのは鎌倉中期である。その頃、「うたいもの」を主たる家業としていた松木家は、殿上淵醉などにおける「今様出歌」の担当を綾小路家と何度も争い、そして敗れた。結果、鎌倉後期には「うたいもの」の家から脱落し、以降、笙の家へと転身する。室町期に入り、足利将軍家が笙に携わるようになり、松木家は將軍家との関係を笙によって深めることができたのだから、まさに「人間万事塞翁が馬」といったところだが、それはともあれ、重要なのは松木家の家格が羽林家であるということである。同

じく笙を通じて將軍家との関係を深めていった豊原氏は、あくまで地下楽人なので、等しく笙を家業としていても、松木家と豊原氏とは資格が絶対的に異なる。そんな堂上貴族であった松木家が、果たして歴代にわたり地下の豊原氏によって担われてきた笙師範の座を争うだろうか。

笙に関する儀礼的場面について、少し時代は降るが、『二水記』を紐解いてみよう。

今日御灌頂也、戌刻許出御于朝餉間、奉行頭中将重親朝臣参進、卷御簾押張退下、次山科宰相参進着座、次承仰、召奉行職事仰云、御師範令参上歟、不聞、頭中将仰六位召之、藤原氏直出殿上召之、統秋朝臣、依召則参上、經孔雀間之前、昇打板着座、次進上御譜、宰相取之献、主上、次統秋朝臣先一人吹序訖更申入、此時主上被遊之、段々畢、当曲破二反有之、此時御同樂也、曲了統秋朝臣退下、次相公退出、次奉行取絹参進、居高欄下、統秋朝臣参上、此時頭中将懸之、統秋朝臣懸絹於左肩降板敷、二拝了退入、次頭中将参進、垂御簾退下、此後於御学問所有内々御対面、申次頭中将也、御対面了被下御劔、同有折紙、老後面目之至也、於常御所御盃儀有之、親王御方・中書王御参、男衆有召出如朔日、

後柏原天皇が陵王荒序を灌頂（伝授）されたときの様子である。ここには伝受者である後柏原天皇以外に、三名の人物が登場している。まずは奉行の庭田重親で、御簾の開閉や指示の伝達、禄物下賜の仲介など雑務に従事している（破線部）。二人目は、「御師範」の豊原統秋である。このときの統秋が実際に曲を伝授していることは傍線部に明らかである。そして、さらにもう一人、山科言綱が「参進着座」として登場していることに注目したい。このときの言綱には、譜面を天皇に献上した以外、特に目立った役割はなかった（波線部）。このように見届け人的な

性格を持つ参席者が、室町期における將軍家や天皇家の笙に関する儀礼的場面には必ず登場しており、「着座公卿」と記されることが多い。³³

この着座公卿は、家格としては羽林家が相応しい（後述）。ゆえに宗綱が関わりうる役割は笙師範ではなく着座公卿だったのではないかと考えるのであるが、では、宗綱自身は着座公卿として適任の立場にあったといえるのだろうか。そこで注目すべきは、足利義教の笙始儀である。

將軍御笙始今夜御沙汰、將軍御小直衣着御、御師重秋狩衣、着座中納言宗繼卿直衣、只一人着座、御座敷御会所南向南広縁二畳小文、一枚敷宗繼卿着之、南實子円座一枚敷之、重秋着、萬歳三手仕之、次將軍被遊云々、毎事被任鹿苑院殿御例云々、³⁴

一覽してわかるように、義教笙始儀においては、笙師範を豊原重秋が、そして着座公卿を宗綱の父親にあたる松本宗繼がつとめている。先例からも松本宗綱は着座公卿として相応しい人物であったと判断される。彼の名前は、着座公卿に関して取り沙汰されたのであろう。

義材笙始儀で松木家の宗綱の名前が挙げたのは着座公卿との関わりの中での話であり、豊原氏の統秋がつとめた笙師範とは無関係であったと思われる。義材笙始儀は先例通りの順当な人選のもと挙行されたといえるだろう。しかし、にもかかわらず各史料によって情報が錯綜している。なぜこのような錯綜が起きたのだろうか。

義材笙始儀においては着座公卿に関する何らかのトラブルが発生していたらしいことを第一章で指摘したが、このトラブルこそが、各史料で記載が錯綜した主要因ではないかと考える。前掲した『山科家礼記』の延徳三年六月

一七日条（史料A）には、「着座公卿を山科言国がつとめるように」との指示が飯尾筑前守より伝達されたことだったものの、同じく七月二八日条（史料C）を読むと、なぜか本番では「着座ナシ」となっている。この間に、何が起きたのだろうか。

本稿で何度か触れたように『山科家礼記』の六月一八日条（史料B）には、着座公卿決定の翌日、豊原統秋が歴代將軍の着座公卿をリストアップしていた様子が描かれている。その内容をまとめると次の通り。

尊氏…無し

義満…山科教言

義教…松木宗繼

義政…日野勝光

ここで挙がっている、山科・松木・日野という三家は前二者が羽林家で日野家は名家である。羽林家と名家は、ともに大納言を極官とする家格であって、そういう意味では同格といえる。着座公卿とは、名家や羽林といった家格から選ばれる所役なのである。先に羽林家の松木宗綱が豊原氏と同じ役職を争うとは考えがたいので宗綱が望んだのは着座公卿であろうと指摘したが、本史料からもその推測は裏付けられる。

ともあれ、『山科家礼記』の六月一七、一八日条、七月二八日条の内容から、着座公卿に関する何らかのトラブルの顛末を推測してみると以下の通りとなる。まず、当初、着座公卿は義満筥始儀での先例がある山科家の言国に決定されたと思われる（六月一七日条）。しかし、それに不満を持った松木宗綱が日頃から親しく仕えていた義材に

抗議したのではあるまいか。それを受けて、先例の調査が命じられ（六月一八日）、山科家にも松木家にも同等の正当性のあることが確認された。そして、先例上の優劣がなかったため、山科言国と松木宗綱の、どちらの面目も潰さないため、落としどころとして「着座ナシ」という尊氏の先例が採用されたということなのだろう。義材笙始儀の着座公卿は、本来なら山科言国がつとめるはずだったところ、義材の近臣であった松木宗綱の横やりによって「着座ナシ」となったという顛末が想定される。

松木宗綱を「師範」と記したのは『蔭涼軒日録』の作者である亀泉集證であった。禅僧の集證は、おそらく笙に関する將軍家故実に疎かったものと思われる。笙始儀所役の人選に関する騒動を耳にした集證は、着座公卿と笙師範を混同し、情報を整理しきれないまま自らの理解に基づき筆記したのではあるまいか。そのような集證の誤記こそ、笙師範に関する情報錯綜の正体だろう。『蔭涼軒日録』を無視すれば、笙師範について何ら疑問は発生しない。義材笙始儀は、松木宗綱が着座公卿を争い、豊原統秋が笙師範をつとめた。それは家格と所役の対照上、不自然なことではない。やはり、義材笙始儀は足利將軍家の伝統的な武家故実の枠組に収まりうる一面を持つ儀礼実態にあったといえるのである。

おわりに

本稿では豊原統秋と松木宗綱という二人の廷臣に注目しつつ義材笙始儀における不審点を考えてきた。統秋と宗綱、この二人のうち、義材政権を考えるキーマンは、豊原統秋だと思われる。

一、飯尾肥前殿出来候、豊筑州達智門御器被持来候也、拜見候也、此間御小袖の御からひつ二被入之³⁵

近江出陣の数日前、義視は「達智門」なる笙器を取り寄せ、「御小袖」と同じ唐櫃に添え置いた。達智門とは足利家伝来のレガリアともいえる楽器であるが、その達智門を義材のもとに搬入したのが豊原統秋であった。義材の將軍としての正当性顯示に豊原統秋は少なからず関与していたのである。

また將軍に再任されてからの義植との関係においては「変黒」なる笙器に関する説話が『體源鈔』巻四に記されている。箇条書きでプロットを示すと、

- ・ 永正六年秋のある日、將軍家に一管の笙が届けられたので、豊原統秋に素性を調べさせた。
- ・ 楽器の正体は、「変黒」であった。
- ・ その「変黒」を、後柏原天皇（「当今」）に進上した

といった感じになる。どうも、足利家につつまれる名器には豊原統秋の影がつきまとうのである。そして私見では、「達智門」「変黒」こそ、初任時義材や再任時義植の政權構想を考えるヒントになるだろうと睨んでいるのだが、その検討は今後の課題としたい。

- (1) 浜口誠至『在京大名細川京兆家の政治史的研究』（思文閣出版、二〇一四）など。
- (2) 山田康弘『中世武士選書 第33巻 足利義種と戦国に生きた不屈の大將軍』（戎光祥出版 二〇一六）。
- (3) 三島暁子「將軍が笙を学ぶということ」（『天皇・將軍・地下楽人の室町音楽史』二〇一二、初出二〇一〇）、一四四頁。
- (4) 中原香苗「豊原統秋撰『舞曲之口伝』考」（伊井春樹編『古代中世文学研究論集』第二集 和泉書院 一九九九）、二九四頁。
- (5) 池亨『戦国大名と一揆』（吉川弘文館 二〇〇九）、六二頁。
- (6) 『後法興院記』延徳二年一月七日・八日条。
- (7) 『後法興院記』延徳三年一月八日条。
- (8) 三島前掲注（3）論文、一四三頁。
- (9) 『言国卿記』文明一三年七月二日条。
- (10) 『実隆公記』文明八年十一月二三日条／『長興宿禰記』文明八年二月二三日条（『大日本史料』八編之九、一一八頁）。
- (11) 『実隆公記』文明七年一月四日条。
- (12) 『兼頭卿記』文明十年二月一日条（『大日本史料』八編之一〇、三〇五頁）。
- (13) 足利將軍家における笙始儀の意義については拙稿「足利家における笙と笙始」（『日本歴史』七六六 二〇二二）。
- (14) 『愚管記』永和五年二月九日条。
- (15) 『言国卿記』文明一三年七月二日条。
- (16) 詳しくは三島暁子「豊原縁秋考」（『天皇・將軍・地下楽人の室町音楽史』二〇一二、初出一九九七）など。
- (17) 同前。
- (18) 『體源鈔』十三所収「相承次第」。

- (19) 三島暁子「笙の家「豊原」の両流について」(『天皇・將軍・地下樂人の室町音楽史』二〇二一、初出二〇〇七)。
- (20) 『山科家礼記』延徳三年七月一七日条。
- (21) 設楽薫「足利義材の没落と將軍直臣団」(『日本史研究』三〇一 一九八七)。
- (22) 『大日本史料』九編之一、九四七頁。
- (23) 中原前掲注(4) 論文、二九八頁。
- (24) 尤も、中原氏は松木宗綱と豊原統秋とに競争があったという前提のもと、統秋が自らの地位に危機感を持っていたであろう状況を想定しているが、本稿の立場からすれば「將軍の師としての地位」をこの段階の統秋がことさらに「強く主張」する必要があったとは考え難い。統秋の心境を忖度するにしても、やや大袈裟に過ぎる印象を拭えない。
- (25) 『殿中申次記』(『大日本史料』九編之六、一五三頁)。
- (26) 瀧澤逸也「室町・戦国期の武家昵近公家衆」(『国史学』一六二 一九九七、二二頁)。
- (27) 『後法興院記』延徳三年八月二七日条。
- (28) 『言国卿記』文亀二年七月二日条。
- (29) 『実隆公記』永正五年七月二日条。
- (30) 『宣胤卿記』永正一五年八月三〇日条(『大日本史料』第九編之八、一四七頁)。
- (31) 拙稿「鎌倉後期～室町期の綾小路家」(『日本歴史』七〇九 二〇〇七)。
- (32) 『二水記』大永三年一二月二五日条。
- (33) 「着座公卿」についての詳細は、拙稿「足利義満の笙と西園寺実兼の琵琶」(中島圭一編『十四世紀の歴史学―新たな時代への起点』高志書院 二〇一六)。

(34) 『満濟准后日記』 永享五年七月二九日条。

(35) 『山科家礼記』 延徳三年八月二四日条。